

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第17号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

21	危険鳥獣捕獲等作業手当	著しい危険を伴う危険鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第6項に規定する危険鳥獣をいう。以下同じ。）の捕獲又は殺傷の作業その他これに類する作業として市長が認めるものに従事する職員	日額 1,640円
		危険鳥獣の死体の運搬に従事する職員	日額 440円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の秋田市職員給与条例施行規則の規定は、令和7年9月1日から適用する。